

令和6年度年金記録訂正請求 の受付・処理状況等について

○令和6年度年金記録訂正請求の受付・処理状況

○年金記録の訂正に関する事業状況

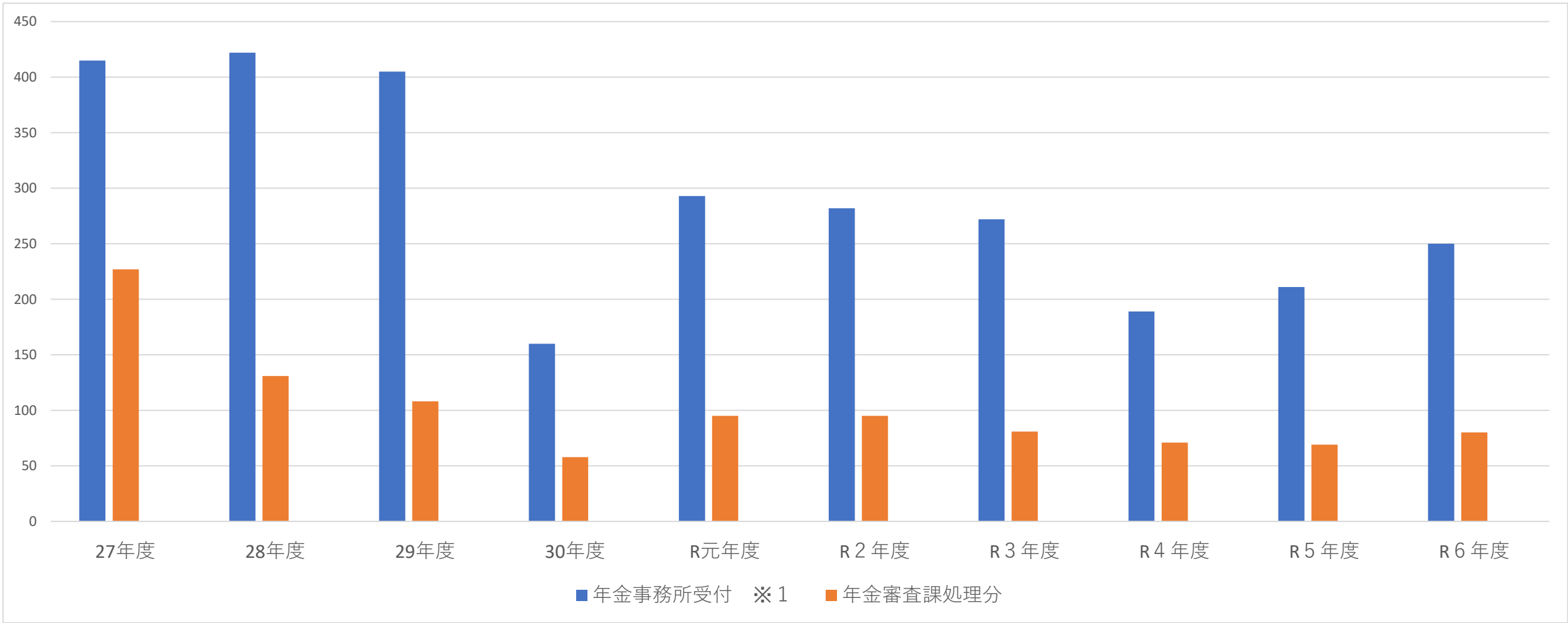
（第11回社会保障審議会年金記録訂正分科会資料 抜粋）

東北厚生局年金審査課

年金記録訂正請求の受付件数の推移

年度	H19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
年金事務所受付 ※1	3,867	3,028	4,134	3,187	1,621	1,047	2,701	438	415	422	405	160	293	282	272	189	211	250
年金審査課処理分 (第三者委員会)※2	3,178	3,028	3,779	3,120	1,133	694	510	329	227	131	108	58	95	95	81	71	69	80

※ 1：平成19年度から平成21年度までは社会保険事務所受付、平成22年度からは日本年金機構受付
※ 2：平成19年度から平成26年度までは東北地方第三者委員会処理、平成27年度からは東北厚生局年金審査課処理

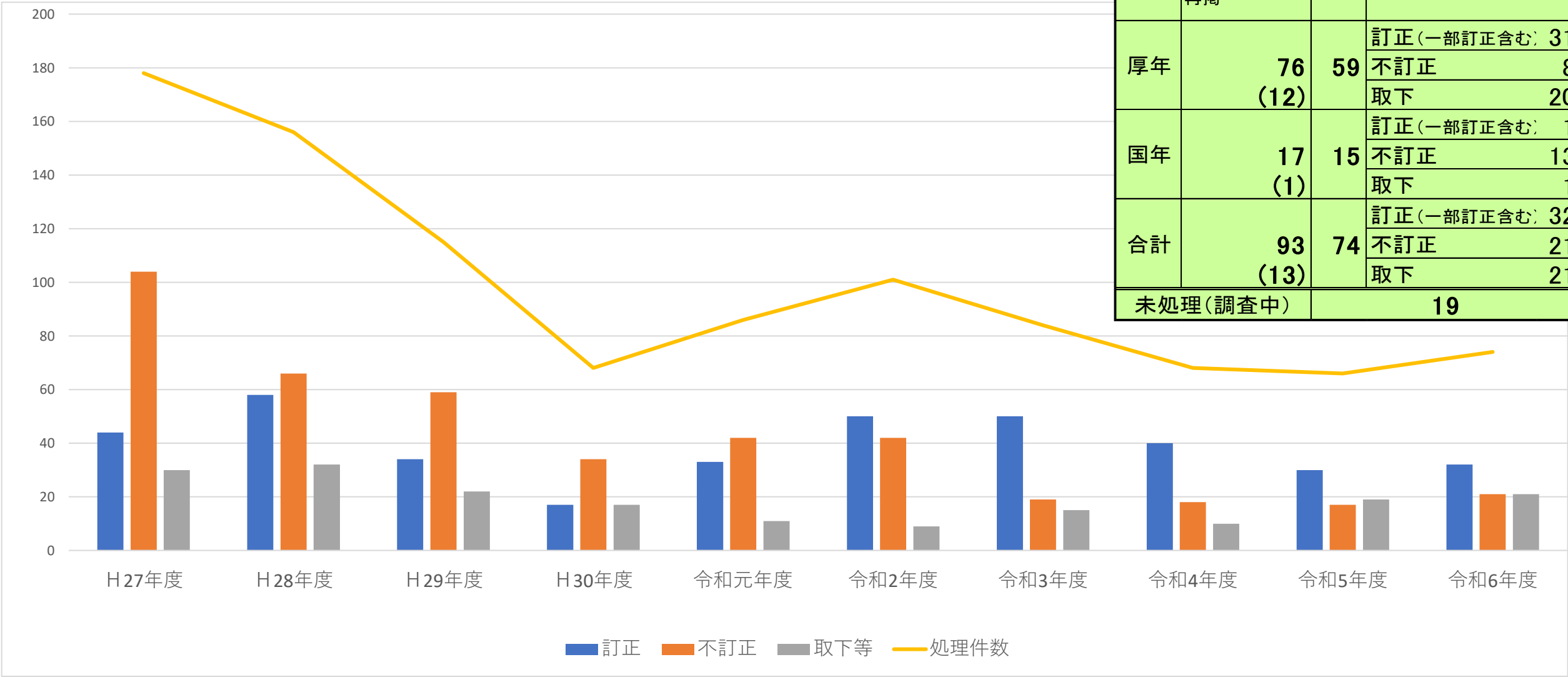


※年金管理課設置以降（平成27年度以降）の推移

年金記録訂正請求処理件数の推移

年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訂正	245	1319	2043	1378	949	317	331	239	44	58	34	17	33	50	50	40	30	32
不訂正	321	2897	1617	1762	1041	305	247	191	104	66	59	34	42	42	19	18	17	21
取下等	62	144	147	90	52	20	10	44	30	32	22	17	11	9	15	10	19	21
処理件数	628	4,360	3,807	3,230	2,042	642	588	474	178	156	115	68	86	101	84	68	66	74

○令和6年度処理状況			
区分	訂正請求件数 ()は前年度からの繰越件数の再掲	決定の内訳	
		内訳	
厚年	76 (12)	59	訂正（一部訂正含む） 31
			不訂正 8
			取下 20
国年	17 (1)	15	訂正（一部訂正含む） 1
			不訂正 13
			取下 1
合計	93 (13)	74	訂正（一部訂正含む） 32
			不訂正 21
			取下 21
未処理（調査中）		19	



※年金管理課設置以降（平成27年度以降）の推移

①令和6年度年金記録訂正請求書進捗状況

(東北厚生局分)

旧事務センター名(各県の事務センターは、仙台広域に統合)	受付件数			厚生年金・脱退手当金受付件数	(B)処理状況					(D)未処理 (取下(I)-1を除く)	国民年金受付件数	(E)処理状況					(G)未処理 (取下(I)-2を除く)	(H)決定件数合計 (C+F)	※1 (I)取下合計		未処理合計 (A-H-I) (D+G)
	R5年度からの繰越	R7年3月まで	(A)累計		訂正	一部訂正	不訂正	却下	(C)小計			訂正	一部訂正	不訂正	却下	(F)小計			厚年 (I)-1	国年 (I)-2	
青森	2	13	15	13	1	0	3	0	4	1	2	0	0	2	0	2	0	6	8	0	1
岩手	0	10	10	9	2	2	2	0	6	2	1	0	0	0	0	0	1	6	1	0	3
宮城	3	66	69	62	9	0	1	0	10	8	7	0	0	7	0	7	0	17	44	0	8
秋田	2	26	28	23	2	0	0	0	2	0	5	1	0	2	0	3	1	5	21	1	1
山形	4	13	17	16	4	1	1	0	6	3	1	0	0	1	0	1	0	7	7	0	3
福島	2	122	124	123	3	7	1	0	11	3	1	0	0	1	0	1	0	12	109	0	3
合計	13	250	263	246	21	10	8	0	39	17	17	1	0	13	0	14	2	53	191		19

※1 取下183件のうち21件は東北厚生局年金審査課で取下処理、162件は年金事務所で取下(訂正)処理したもの

②令和6年度部会開催状況

	部会開催数
第1部会	12
第2部会	14
合計	26

③令和6年度部会毎処理状況

	厚生年金・脱退手当金	国民年金	処理件数
第1部会	25	7	32
第2部会	14	7	21
合計	39	14	53

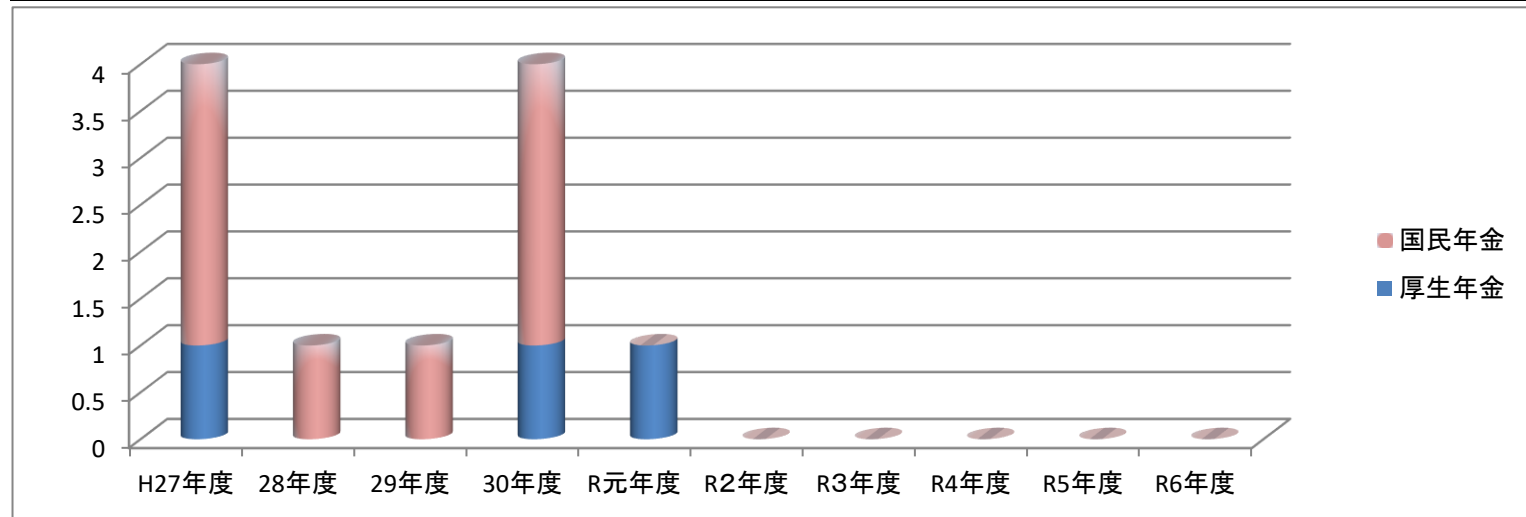
④令和6年度部会毎平均処理期間

	平均処理期間
第1部会	95.2日
第2部会	97.0日
平均処理期間	96.0日

東北厚生局における口頭意見陳述・審査請求・訴訟の状況

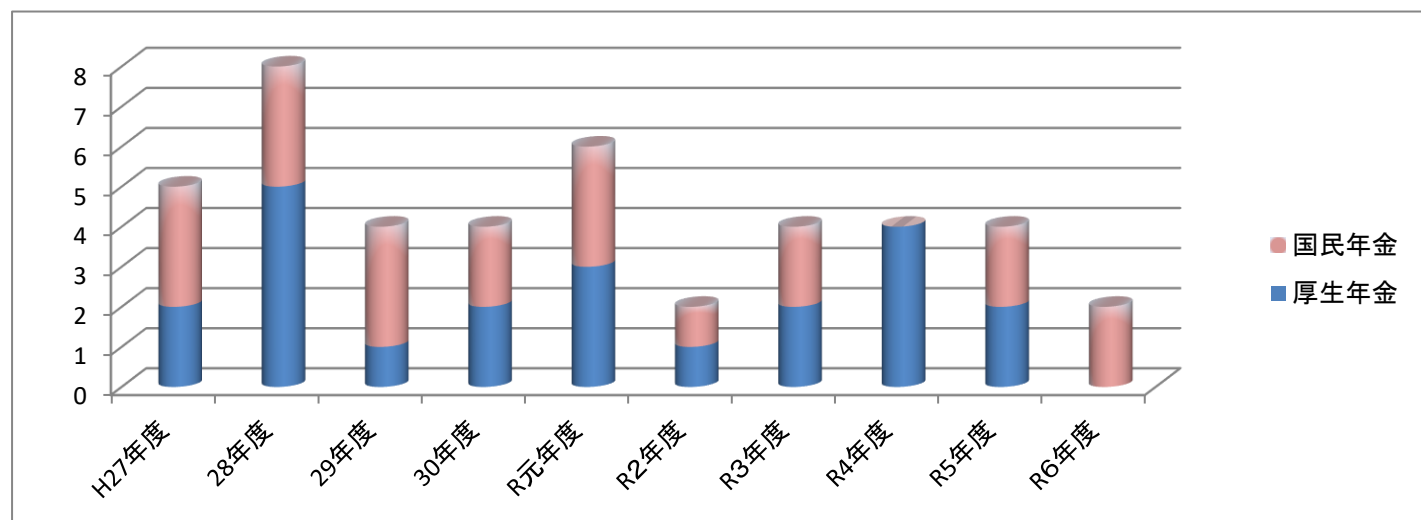
○口頭意見陳述実施状況

	H27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
厚生年金	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0
国民年金	3	1	1	3	0	0	0	0	0	0
合 計	4	1	1	4	1	0	0	0	0	0



○審査請求(審査請求受付年度)

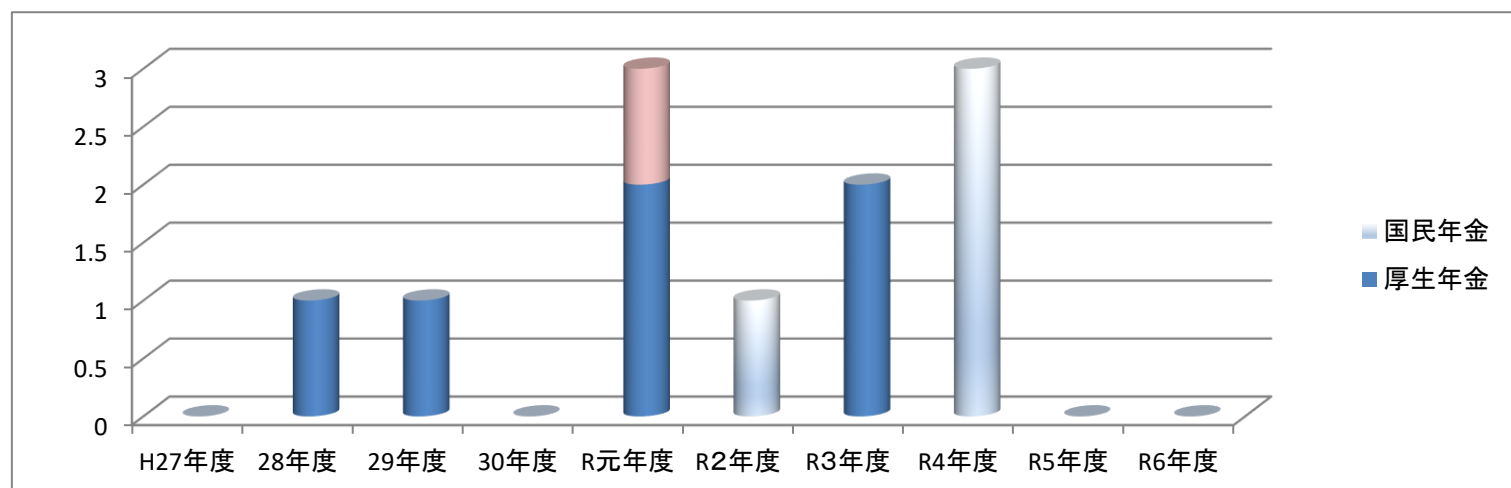
	H27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
厚生年金	2	5	1	2	3	1	2	4	2	0
国民年金	3	3	3	2	3	1	2	0	2	2
合 計	5	8	4	4	6	2	4	4	4	2



※28年度の厚年には脱退手当金1件を含む。

○訴訟 (提訴年度)

	H27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
厚生年金	0	1	1	0	2	0	2	0	0	0
国民年金	0	0	0	0	1	1	0	3	0	0
合 計	0	1	1	0	3	1	2	0	0	0



年金記録の訂正に関する事業状況

(令和5年度事業状況及び令和6年度上期概況)

令和6年12月
厚生労働省年金局

I 訂正請求の受付・処理状況

1 受付状況

(1) 訂正請求の受付状況の概況

① 令和5年度の受付状況

- 令和5年度(令和5年4月から令和6年3月まで)の訂正請求の受付件数は5,454件であり、前年度同期(令和4年4月から令和5年3月まで)に比べて、485件の増加となっている。制度別にみると、厚生年金5,225件(前年度同期比486件増)、国民年金224件(同5件増)、脱退手当金5件(同6件減)となっている。
- 訂正請求の受付件数の推移は、総務大臣あての確認申立てを行っていた期間を含め平成22年度以降、減少傾向を示しているが、平成28年度以降は、概ね5千件前後で推移している。
- 訂正請求の受付件数の制度別の割合としては、厚生年金が占める割合が95.8%となっている。

② 令和6年度上期の受付状況

- 令和6年度上期(令和6年4月から同年9月まで)における訂正請求の受付件数(速報値)は、1,902件であり、前年度同期の1,893件と比べて、9件の増加となっている。制度別にみると、厚生年金1,790件(前年度同期比24件増)、国民年金110件(同13件減)、脱退手当金2件(同3件減)となっている。

I 訂正請求の受付・処理状況

1 受付状況

(2) 制度別の受付件数

	(件)									
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
厚生年金	7,368	(86.5 %)	4,818	(91.0 %)	4,206	(91.0 %)	3,061	(89.4 %)	4,216	(92.4 %)
（個別請求）	3,902	(45.8 %)	2,214	(41.8 %)	1,620	(35.1 %)	931	(27.2 %)	1,678	(36.8 %)
（一括請求）	3,466	(40.7 %)	2,604	(49.2 %)	2,586	(56.0 %)	2,130	(62.2 %)	2,538	(55.6 %)
国民年金	1,060	(12.4 %)	435	(8.2 %)	373	(8.1 %)	336	(9.8 %)	320	(7.0 %)
脱退手当金	88	(1.0 %)	39	(0.7 %)	42	(0.9 %)	28	(0.8 %)	29	(0.6 %)
合 計	8,516	(100.0 %)	5,292	(100.0 %)	4,621	(100.0 %)	3,425	(100.0 %)	4,565	(100.0 %)

- ・厚生年金(個別請求)
厚生年金に係る事案のうち、一括請求以外の請求
- ・厚生年金(一括請求)
厚生年金に係る事案のうち、事業主が従業員からの保険料を控除しながら、保険料納付を行わなかったとして過誤を認め、該当する複数の従業員等からの訂正請求が事業所を単位として一括して行われる請求

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度上期 (速報値)	
厚生年金	4,998	(94.4 %)	5,743	(95.5 %)	4,739	(95.4 %)	5,225	(95.8 %)	1,790	(94.1 %)
（個別請求）	1,244	(23.5 %)	1,531	(25.5 %)	1,262	(25.4 %)	1,241	(22.8 %)	365	(19.2 %)
（一括請求）	3,754	(70.9 %)	4,212	(70.0 %)	3,477	(70.0 %)	3,984	(73.0 %)	1,425	(74.9 %)
国民年金	276	(5.2 %)	258	(4.3 %)	219	(4.4 %)	224	(4.1 %)	110	(5.8 %)
脱退手当金	20	(0.4 %)	12	(0.2 %)	11	(0.2 %)	5	(0.1 %)	2	(0.1 %)
合 計	5,294	(100.0 %)	6,013	(100.0 %)	4,969	(100.0 %)	5,454	(100.0 %)	1,902	(100.0 %)

注1 受付件数は、当該期間中に年金事務所が訂正請求書を受け付けた件数である。

2 平成27年度は、平成27年2月までに総務大臣あてに提出された年金記録に係る確認申立てのうち、同年4月1日付で訂正請求に切り替えられた事案(切替事案)を含んでおり、平成27年3月から平成28年3月までの13か月について計上している。

I 訂正請求の受付・処理状況

2 処理状況

(1) 制度別・処理事案別の処理件数

(件)

	令和3年度						令和4年度						令和5年度						令和6年度上期(速報値)					
	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計	厚生年金			国民年金	脱退手当金	合計
	個別請求	一括請求	計				個別請求	一括請求	計				個別請求	一括請求	計				個別請求	一括請求	計			
厚生局処理事案	788	91	879	260	14	1,153	651	105	756	182	10	948	546	195	741	197	8	946	328	45	373	97	0	470
訂正決定	529	90	619	32	0	651	447	103	550	11	1	562	361	193	554	10	0	564	206	45	251	4	0	255
（全期間訂正）	431	88	519	23	0	542	376	100	476	10	1	487	282	181	463	6	0	469	158	40	198	3	0	201
（一部期間訂正）	98	2	100	9	0	109	71	3	74	1	0	75	79	12	91	4	0	95	48	5	53	1	0	54
不訂正決定	259	1	260	226	14	500	203	2	205	171	9	385	185	2	187	186	8	381	121	0	121	92	0	213
請求却下	0	0	0	2	0	2	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	1	1	0	2
機構処理事案	523	4,386	4,909	3	0	4,912	532	2,758	3,290	4	0	3,294	540	3,390	3,930	3	0	3,933	159	1,547	1,706	0	0	1,706
処理事案合計	1,311	4,477	5,788	263	14	6,065	1,183	2,863	4,046	186	10	4,242	1,086	3,585	4,671	200	8	4,879	487	1,592	2,079	97	0	2,176
訂正請求の取下げ等	176	106	282	27	1	310	139	73	212	14	1	227	167	144	311	33	1	345	62	59	121	16	0	137
〔参考：別掲〕																								
機構処理事案 （一部期間訂正）	57	17	74				44	16	60				68	18	86									

- 厚生局処理事案 地方厚生(支)局において訂正決定、不訂正決定又は請求却下の処分をした事案
- 訂正決定(全期間訂正) 全部の請求期間について、その全期間を訂正決定すること
- 訂正決定(一部期間訂正) 一部の請求期間又は請求期間の一部期間について訂正決定すること
- 不訂正決定 全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定すること
- 機構処理事案 訂正請求が厚生労働大臣が定めた基準又は厚生年金特例法施行規則に規定する場合に該当するときに、年金事務所において記録訂正した事案（全部の請求期間について、その全期間を年金事務所 で記録訂正した事案に限る。地方厚生(支)局における処理はない。）
- 機構処理事案(一部期間訂正) 一部の請求期間について、年金事務所において記録訂正した事案(厚生年金事案に限る。記録訂正できなかったその他の請求期間については、地方厚生(支)局において決定処分することとなる。)

I 訂正請求の受付・処理状況

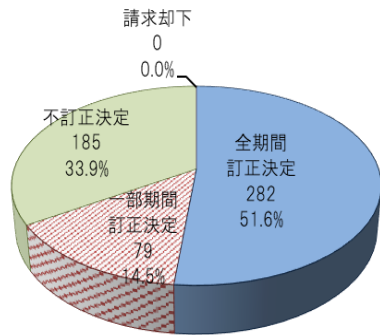
2 処理状況

(3) 制度別・処理事案別の処理件数(内訳)

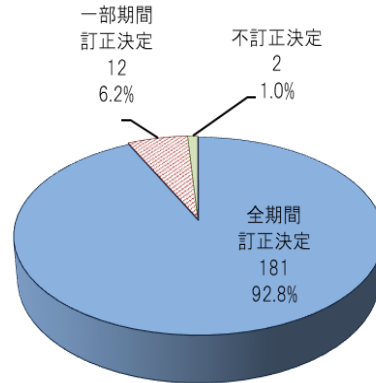
《厚生局処理事案の制度別・処分別の状況》

〈令和5年度〉

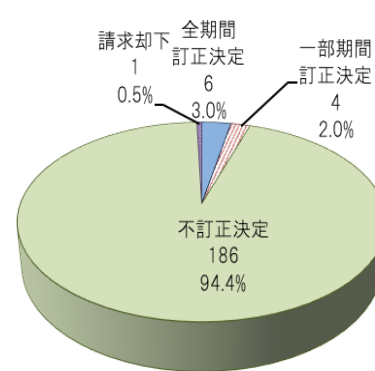
〔厚生年金(個別請求)〕



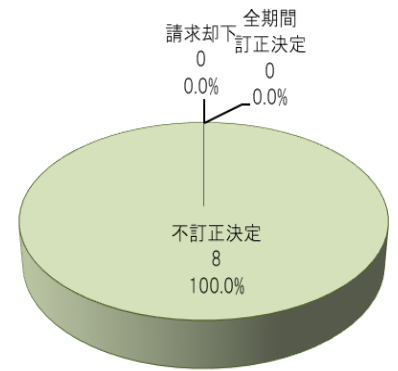
〔厚生年金(一括請求)〕



〔国民年金〕

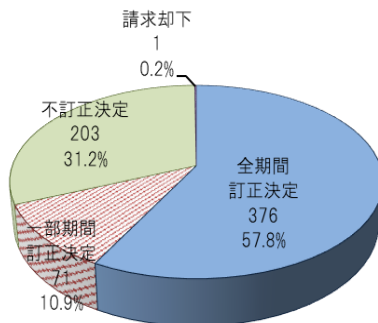


〔脱退手当金〕

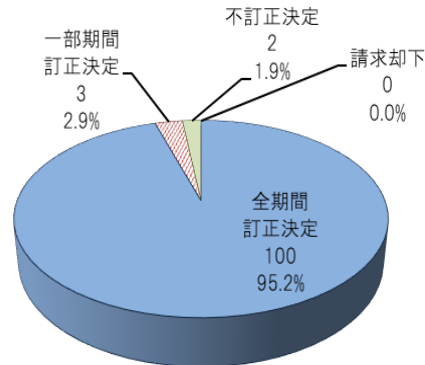


〈参考:令和4年度〉

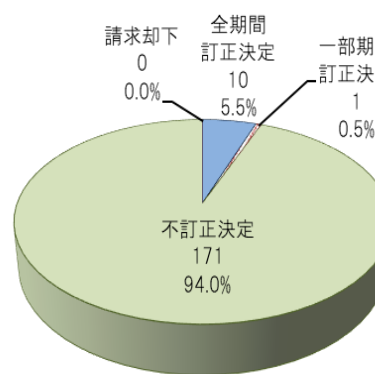
〔厚生年金(個別請求)〕



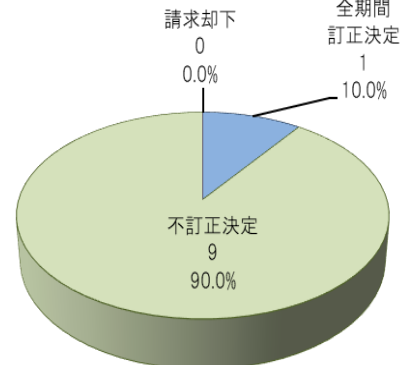
〔厚生年金(一括請求)〕



〔国民年金〕



〔脱退手当金〕



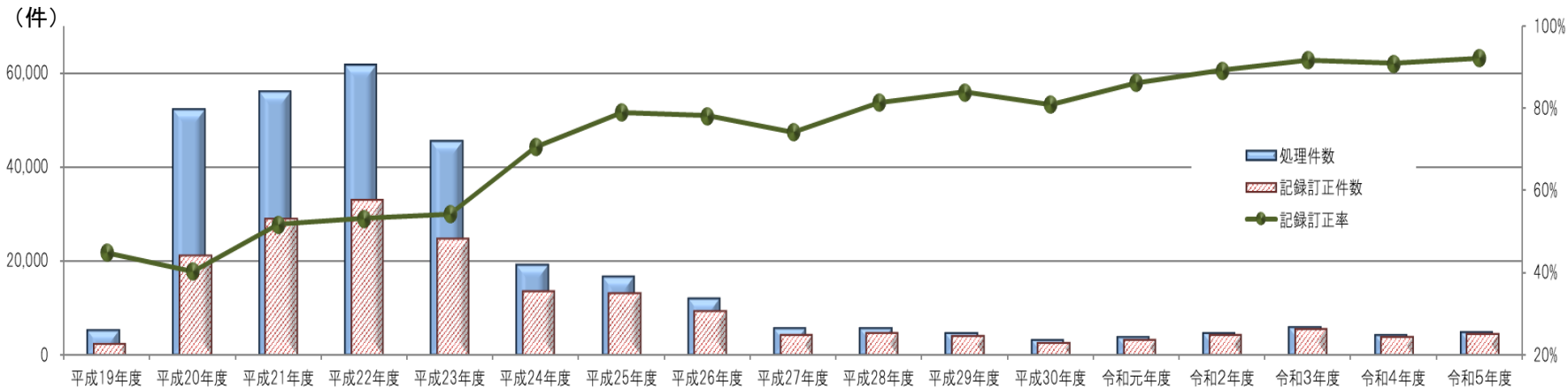
I 訂正請求の受付・処理状況

2 処理状況

(4) 訂正手続における記録訂正の推移

(件)

	総 務 大 臣 あ て の 確 認 申 立 て								訂 正 請 求								
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
処 理 件 数	5,335	52,236	55,921	61,718	45,485	19,258	16,679	11,990	5,779	5,703	4,742	3,263	3,809	4,727	6,065	4,242	4,879
記録訂正件数	2,397	21,060	28,965	32,839	24,694	13,600	13,173	9,377	4,288	4,643	3,980	2,641	3,282	4,215	5,563	3,856	4,497
訂 正 必 要 訂 正 決 定	2,397	20,368	27,562	30,381	19,631	5,454	4,308	3,132	1,178	1,241	1,097	497	596	695	651	562	564
機 構 訂 正	—	692	1,403	2,458	5,063	8,146	8,865	6,245	3,110	3,402	2,883	2,144	2,686	3,520	4,912	3,294	3,933
記 録 訂 正 率	44.9%	40.3%	51.8%	53.2%	54.3%	70.6%	79.0%	78.2%	74.2%	81.4%	83.9%	80.9%	86.2%	89.2%	91.7%	90.9%	92.2%



注1 「処理件数」は、総務省年金記録確認第三者委員会又は地方厚生(支)局で処理した事案と機構処理事案(一部期間訂正を除く。)との合計件数である。

2 「記録訂正件数」は、総務省年金記録確認第三者委員会のあっせん事案又は地方厚生(支)局の訂正決定事案と機構処理事案(一部期間訂正を除く。)との合計件数である。

3 「記録訂正率」は、処理件数に対する記録訂正件数の割合である。

I 訂正請求の受付・処理状況

4 処理期間の状況

(1) 厚生局処理事案に係る処理期間

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	全制度平均	標準処理期間	(参考) 令和4年度 全制度平均
	(個別請求)	(一括請求)	計					
① 訂正請求処理期間	216.5 日	356.4 日	253.3 日	211.5 日	251.3 日	244.6 日	143 日	202.9 日
ア 機構受付処理期間	107.6 日	194.3 日	130.4 日	110.3 日	154.8 日	126.5 日	40 日	91.6 日
イ 厚生局処理期間	108.9 日	162.1 日	122.9 日	101.2 日	96.5 日	118.1 日	103 日	111.4 日
② 機構訂正処理期間	39.3 日	28.7 日	35.6 日	49.7 日	0日	35.9 日	25 日	46.9 日

注1 「① 訂正請求処理期間」は、令和5年度中に地方厚生(支)局から処分通知書を送付した事案を対象とした(不訂正決定事案、請求却下事案を含む。)
2 「② 機構訂正処理期間」は、令和5年度中に地方厚生(支)局から訂正決定通知書を送付した事案を対象とした(不訂正決定事案、請求却下事案を除く。)

(2) 機構処理事案に係る処理期間

	厚生年金			国民年金	脱退手当金	全制度平均	(参考) 令和4年度 全制度平均
	(個別請求)	(一括請求)	計				
③ 機構処理期間	75.0 日	87.1 日	85.3 日	91.0 日	-	85.3 日	74.1 日

注 処理期間は、令和5年度中に日本年金機構から訂正通知を送付した事案を対象とした。

各処理期間の定義

《厚生局処理事案》

年金事務所の処理

地方厚生(支)局の処理

年金事務所の処理

訂正請求書受付日

厚生局送付日

処分通知書送付日

機構訂正通知送付日

① 訂正請求処理期間

「ア 機構受付処理期間」と「イ 厚生局処理期間」を合算した期間(上図のaの翌日からcまでの期間)

ア 機構受付処理期間

訂正請求書の受付日(a)の翌日から厚生局への送付日(b)までの期間

イ 厚生局処理期間

厚生局への送付日(b)の翌日から処分通知書の送付日(c)までの期間

② 機構訂正処理期間

処分通知書の送付日(c)の翌日から機構訂正通知の送付日(d)までの期間

《機構処理事案》

③ 機構処理期間

訂正請求書の受付日の翌日から機構訂正通知の送付日までの期間

Ⅱ 請求内容・処分の状況

1 請求者等の状況

(4) 請求者住所地別

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合 計
北海道	56	5	1	62 (5)
青森県	1	0	0	1 (45)
岩手県	4	3	0	7 (28)
宮城県	28	4	0	32 (10)
秋田県	3	1	0	4 (36)
山形県	4	1	0	5 (32)
福島県	12	0	1	13 (14)
茨城県	12	5	0	17 (13)
栃木県	9	3	1	13 (14)
群馬県	4	4	0	8 (23)
埼玉県	80	15	1	96 (2)
新潟県	8	1	0	9 (20)
山梨県	1	1	0	2 (42)
長野県	6	3	0	9 (20)
千葉県	41	9	0	50 (6)
東京都	106	45	0	151 (1)
神奈川県	68	19	0	87 (3)
富山県	3	1	0	4 (36)
石川県	3	0	0	3 (39)
岐阜県	10	3	0	13 (14)
静岡県	46	4	0	50 (6)
愛知県	32	7	1	40 (8)
三重県	2	6	0	8 (23)
福井県	1	0	0	1 (45)
滋賀県	7	1	0	8 (23)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	合 計
京都府	16	2	0	18 (12)
大阪府	52	15	1	68 (4)
兵庫県	13	11	1	25 (11)
奈良県	6	0	0	6 (29)
和歌山県	6	2	0	8 (23)
鳥取県	2	0	0	2 (42)
島根県	3	2	0	5 (32)
岡山県	9	1	0	10 (19)
広島県	5	3	0	8 (23)
山口県	9	3	0	12 (17)
徳島県	2	1	0	3 (39)
香川県	0	0	0	0 (47)
愛媛県	8	3	0	11 (18)
高知県	3	0	0	3 (39)
福岡県	32	4	0	36 (9)
佐賀県	3	2	0	5 (32)
長崎県	4	1	1	6 (29)
熊本県	4	2	0	6 (29)
大分県	8	1	0	9 (20)
宮崎県	2	0	0	2 (42)
鹿児島県	3	1	0	4 (36)
沖縄県	3	2	0	5 (32)
海外居住	1	0	0	1
合 計	741	197	8	946

注1 令和5年度の厚生局処理事案を対象とした件数である。

2 ()内は、合計件数の降順位である。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

2 事案類型・請求期間の状況

(1)－1 請求期間の分類(事案類型)別

(件)

事 案 類 型	令 和 4 年 度					令 和 5 年 度				
	請求件数 (制度別割合)	訂 正 決 定			不訂正決定	請求件数 (制度別割合)	訂 正 決 定			不訂正決定
		全 期 間	一 部 期 間	計			全 期 間	一 部 期 間	計	
厚生年金	1,948 (100.0%)	1,413	43	1,456	492	1,770 (100.0%)	1,291	58	1,349	421
① 標準賞与額に係る訂正請求	1,421 (72.9%)	1,199	0	1,199	222	1,246 (70.4%)	1,089	0	1,089	157
② 被保険者期間に係る訂正請求	354 (18.2%)	111	13	124	230	296 (16.7%)	76	19	95	201
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	171 (8.8%)	103	30	133	38	221 (12.5%)	126	37	163	58
④ その他の訂正請求	2 (0.1%)	0	0	0	2	7 (0.4%)	0	2	2	5
国民年金	343 (100.0%)	11	1	12	331	328 (100.0%)	8	2	10	318
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	294 (85.7%)	9	1	10	284	281 (85.7%)	7	2	9	272
⑥ 免除期間に係る訂正請求	43 (12.5%)	0	0	0	43	34 (10.4%)	0	0	0	34
⑦ その他の訂正請求	6 (1.7%)	2	0	2	4	13 (4.0%)	1	0	1	12
脱退手当金	12 (100.0%)	2	0	2	10	8 (100.0%)	0	0	0	8
⑧ 支給期間の全期間訂正	12 (100.0%)	2	0	2	10	8 (100.0%)	0	0	0	8
⑨ 支給期間の一部期間訂正	0 (0.0%)	0	0	0	0	0 (0.0%)	0	0	0	0
合 計	2,303	1,426	44	1,470	833	2,106	1,299	60	1,359	747

注1 厚生局処理事案の請求期間を単位として計上している(以下、この件数を「請求件数」という。1件の訂正請求(事案)につき複数の請求件数があり得る。)。

2 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

3 「不訂正決定」は、全部の請求期間について、その全期間を不訂正決定した件数である。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

2 事案類型・請求期間の状況

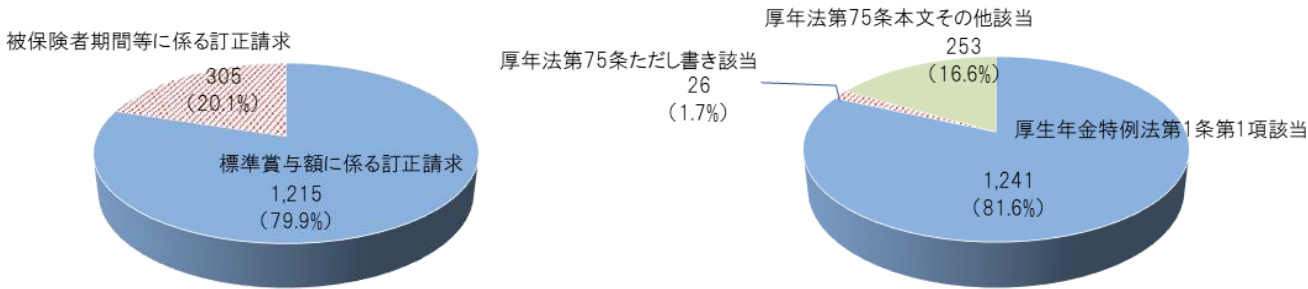
(5) 厚生年金の訂正決定事案に係る適用法別の状況

(件)

	被保険者期間等に係る訂正請求			標準賞与額に係る訂正請求			合 計		
	全期間訂正	一部期間訂正	計	全期間訂正	一部期間訂正	計	全期間訂正	一部期間訂正	計
厚生年金特例法第1条第1項該当	145	48	193	1,048	0	1,048	1,193	48	1,241
厚年法第75条ただし書き該当	17	8	25	1	0	1	18	8	26
厚年法第75条本文その他該当	41	46	87	166	0	166	207	46	253
合 計	203	102	305	1,215	0	1,215	1,418	102	1,520

注1 厚生年金事案に係る令和5年度の厚生局処理事案(訂正決定事案に限る。)の請求件数である。
2 1つの請求期間が複数の規定に該当する場合は、それぞれの該当区分に1件として計上している。

《厚生年金適用法別の訂正状況》



- 厚生年金の適用法の内容
 - ① 厚生年金特例法第1条第1項該当
事業主が保険料を源泉控除しながら被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合に該当する。ただし、当該被保険者が、事業主が当該義務を履行していないことを知っていた又は知り得る状態であったと認められる場合に該当しないものに限る。
 - ② 厚年法第75条ただし書き該当
請求期間当時(保険料徴収権の時効消滅前に)、被保険者の資格取得日等に係る届出を行っていたと判断できる場合等に該当する。
 - ③ 厚年法第75条本文その他該当
 - ①及び②に該当しない場合(保険料徴収権が時効により消滅した後に届出が行われた場合や、被保険者が事業主により保険料を源泉控除されていない場合等)であって、請求期間当時、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていることを前提として、本来届出により記録されるはずの取得日・喪失日等が明らかであると判断できる場合に該当する。ただし、訂正を認める期間の保険料徴収権が時効により消滅していれば、保険給付の対象とならない期間として訂正が認められる。

Ⅱ 請求内容・処分の状況

3 日本年金機構段階の訂正状況

○ 日本年金機構段階の訂正処理件数(令和5年度)

(件)

訂 正 処 理 基 準 区 分		処理件数	(割合)	(制度別割合)
厚生年金		4,061	(99.9%)	<100.0%>
①	不適正な遡及処理事案の同僚事案	0	(0.0%)	<0.0%>
②	全喪年月日以降に遡及訂正処理がある事案	0	(0.0%)	<0.0%>
③	不適正な遡及訂正処理の可能性のある事案	0	(0.0%)	<0.0%>
④	災害等により被保険者記録が滅失した事案	0	(0.0%)	<0.0%>
⑤	資格喪失日が不明である事案	0	(0.0%)	<0.0%>
⑥	賞与に係る保険料控除が明らかな事案	3,930	(96.7%)	<96.8%>
⑦	転勤に伴う未加入期間がある事案	10	(0.2%)	<0.2%>
⑧	保険料を控除した事実が明らかな事案	121	(3.0%)	<3.0%>
国民年金		3	(0.1%)	<100.0%>
⑨	関連資料がある事案	2	(0.0%)	<66.7%>
⑩	関連資料がない事案	1	(0.0%)	<33.3%>
脱退手当金(⑪)		0	(0.0%)	<0.0%>
合 計		4,064	(100.0%)	—

注1 令和5年度の機構処理事案を対象とし、一部の請求期間について年金事務所で記録訂正した事案を含む。

2 1つの事案が複数の訂正処理基準に該当する場合は、それぞれの該当区分に1件として計上している。

Ⅲ その他の事業状況

1 地方年金記録訂正審議会

(1) 部会の開催状況(令和5年度)

(件)

	北海道 厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局				東海北陸 厚生局	近畿厚生局	中国四国 厚生局	四国 厚生支局	九州厚生局	合 計
			本 局	千葉分室	東京分室	神奈川分室						
(部 会 数)	(1)	(2)	(6)	(2)	(6)	(3)	(4)	(5)	(2)	(1)	(3)	(35)
部会開催回数	18	21	98	29	108	43	43	62	17	9	36	484
審議件数	58	47	128	46	227	72	118	134	36	17	65	948
厚生年金	52	37	92	37	184	53	96	102	26	13	49	741
国民年金	5	9	34	9	43	19	21	30	10	4	15	199
脱退手当金	1	1	2	0	0	0	1	2	0	0	1	8

注 審議件数は、部会で審議した事案の延べ件数である(1つの事案につき複数回審議を行った事案がある。)

(2) 口頭意見陳述の実施状況(令和5年度)

(件)

	北海道 厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局				東海北陸 厚生局	近畿厚生局	中国四国 厚生局	四国 厚生支局	九州厚生局	合 計
			本 局	千葉分室	東京分室	神奈川分室						
口頭意見陳述	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国民年金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
脱退手当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注 口頭意見陳述を実施した延べ事案件数である。

Ⅲ その他の事業状況

2 審査請求

(1) 審査請求の受付・処理件数

(件)

	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
受 付	84	77	15	176	94	62	11	167	35	30	8	73	44	29	5	78	46	24	7	77	24	27	5	56
裁 決	15	13	2	30	67	65	13	145	59	40	5	104	49	31	7	87	74	52	15	141	34	24	3	61
認容	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	2	1	0	0	1	1	0	0	1
棄却	15	11	2	28	63	57	13	133	55	37	5	97	39	30	7	76	69	50	15	134	28	24	3	55
却下	0	2	0	2	4	8	0	12	3	3	0	6	8	1	0	9	4	2	0	6	5	0	0	5
取下げ	2	0	0	2	0	1	0	1	5	1	0	6	3	2	0	5	3	1	0	4	0	0	0	0

	令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度上期 (令和6年9月末現在)				平成27年4月～令和6年9月(累計)			
	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
受 付	35	23	2	60	32	12	3	47	24	19	2	45	10	12	0	22	428	315	58	801
裁 決	26	29	6	61	35	16	4	55	29	17	3	49	16	10	0	26	404	297	58	759
認容	1	0	1	2	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	8	0	1	9
棄却	22	29	5	56	26	16	4	46	26	17	3	46	14	10	0	24	357	281	57	695
却下	3	0	0	3	8	0	0	8	2	0	0	2	2	0	0	2	39	16	0	55
取下げ	0	0	0	0	1	0	0	1	1	2	0	3	0	1	0	1	15	8	0	23

注1 「受付件数」は、当該期間中に審査請求書を受け付けた件数である。
2 平成28年度受付分については、平成28年4月から施行された改正後の行政不服審査法(審理員による新たな審理手続きの導入により公正性の向上を図る等を内容とするもの)対象事案に加えて、改正前の同法対象事案も計上されている。
3 「認容」は、一部認容裁決も含んだ件数である。
4 「棄却」は、一部却下裁決も含んだ件数である。

Ⅲ その他の事業状況

2 審査請求

(4) 請求期間の分類(事案類型)別

(件)

事 案 類 型	令 和 4 年 度		令 和 5 年 度		事 案 類 型 の 内 容
	請求件数	(割合)	請求件数	(割合)	
厚生年金	71	(100.0%)	75	(100.0%)	
① 標準賞与額に係る訂正請求	1	(1.4%)	15	(20.0%)	・標準賞与額の相違、賞与支払の記録なし等の訂正を求めるもの
② 被保険者期間に係る訂正請求	58	(81.7%)	41	(54.7%)	・資格取得日、喪失日の相違、資格記録(加入記録)なし等の訂正を求めるもの
③ 標準報酬月額に係る訂正請求	10	(14.1%)	13	(17.3%)	・標準報酬月額の相違、標準報酬月額の改定記録なし等の訂正を求めるもの
④ その他の訂正請求	2	(2.8%)	6	(8.0%)	・被保険者種別の相違、厚生年金基金加入員区別の相違等の訂正を求めるもの
国民年金	26	(100.0%)	40	(100.0%)	
⑤ 保険料納付に係る訂正請求	24	(92.3%)	22	(55.0%)	・国民年金保険料納付記録なし、付加保険料納付記録なし等の訂正を求めるもの
⑥ 免除期間に係る訂正請求	1	(3.8%)	13	(32.5%)	・国民年金保険料免除期間の相違、免除期間記録なし等の訂正を求めるもの
⑦ その他の訂正請求	1	(3.8%)	5	(12.5%)	・第3号被保険者期間の相違、資格取得日の相違等の訂正を求めるもの
脱退手当金	4	(100.0%)	2	(100.0%)	
⑧ 支給期間の全期間訂正	4	(100.0%)	2	(100.0%)	・脱退手当金の支給対象期間の全期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
⑨ 支給期間の一部期間訂正	0	(0.0%)	0	(0.0%)	・脱退手当金の支給対象期間の一部期間について、脱退手当金は受給していない旨訂正を求めるもの
⑩ その他の訂正請求	0	(0.0%)	0	(0.0%)	・脱退手当金の支給対象期間の支給額の相違等の訂正を求めるもの
合 計	101		117		

注1 請求期間を単位として計上している。1つの審査請求につき複数の請求期間があり得る。
2 1つの請求期間が複数の事案類型に該当する場合は、それぞれの事案類型に1件として計上している。

Ⅲ その他の事業状況

3 訴訟

(1) 提訴の状況

(件)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
① 訴訟事件の件数 (② + (③ + ④))	51	19	8	78
② 令和4年度までの提訴	47	19	8	74
③ 令和5年度における提訴	3	0	0	3
④ 令和6年度上期における提訴	1	0	0	1
事案類型	・被保険者期間 34件 ・標準報酬月額 18件 ・その他 2件 ※重複事案あり	・納付記録 19件	・全期間 7件 ・一部期間 1件	
請求の趣旨				
原処分の取消	33	13	5	51
原処分及び裁決の取消	10	3	3	16
裁決の取消	2	1	0	3
その他	6	2	0	8

注1) 「① 訴訟事件の件数」は、令和5年度までに提訴された訴訟事件と令和6年4月1日から令和6年9月30日までに提訴された訴訟事件の合計件数を計上している。

※ 「原処分の取消」及び「原処分及び裁決の取消」には、併せて年金の給付等について請求をしているものも含まれる。

(2) 訴訟事件における審査請求の状況

(件)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
審査請求あり	36	11	7	54
裁決前の提訴	6	0	0	6
裁決後の提訴	30	11	7	48
審査請求なし	15	8	1	24

(3) 判決・係争の状況

(件)

	厚生年金	国民年金	脱退手当金	計
⑤ 確定した判決件数 注2)	42	16	7	65
⑥ 取下げ件数 注3)	5	1	1	7
令和6年度上期末時点において係争中 (① - (⑤ + ⑥)) 注4)	4	2	0	6

注2) 「⑤ 確定した判決件数」は、判決が確定した訴訟事件の件数を計上している。

注3) 「⑥ 取下げ件数」は、訴えを取り下げた訴訟事件の件数を計上している。

注4) 「令和6年度上期末時点において係争中」は、令和6年度上期末(令和6年9月30日)時点において係争中の訴訟事件の件数を計上している。